

新たな森林環境管理制度（概要）

1. 目指す森林の姿

● 森林管理の目的を**森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全、レクリエーション）**の発揮とする

● 森林の4機能を、奈良県の植生環境に適合する形で発揮させるため、県内の森林を次の4つに区分し、誘導する。



① 恒続林
異齡、多層の針広混交林で、皆伐を禁止抑制し、天然更新機能を使用する森林。良好な森林環境を恒続させながら、木材生産も行う生産性の高いエコロジカルな森林。



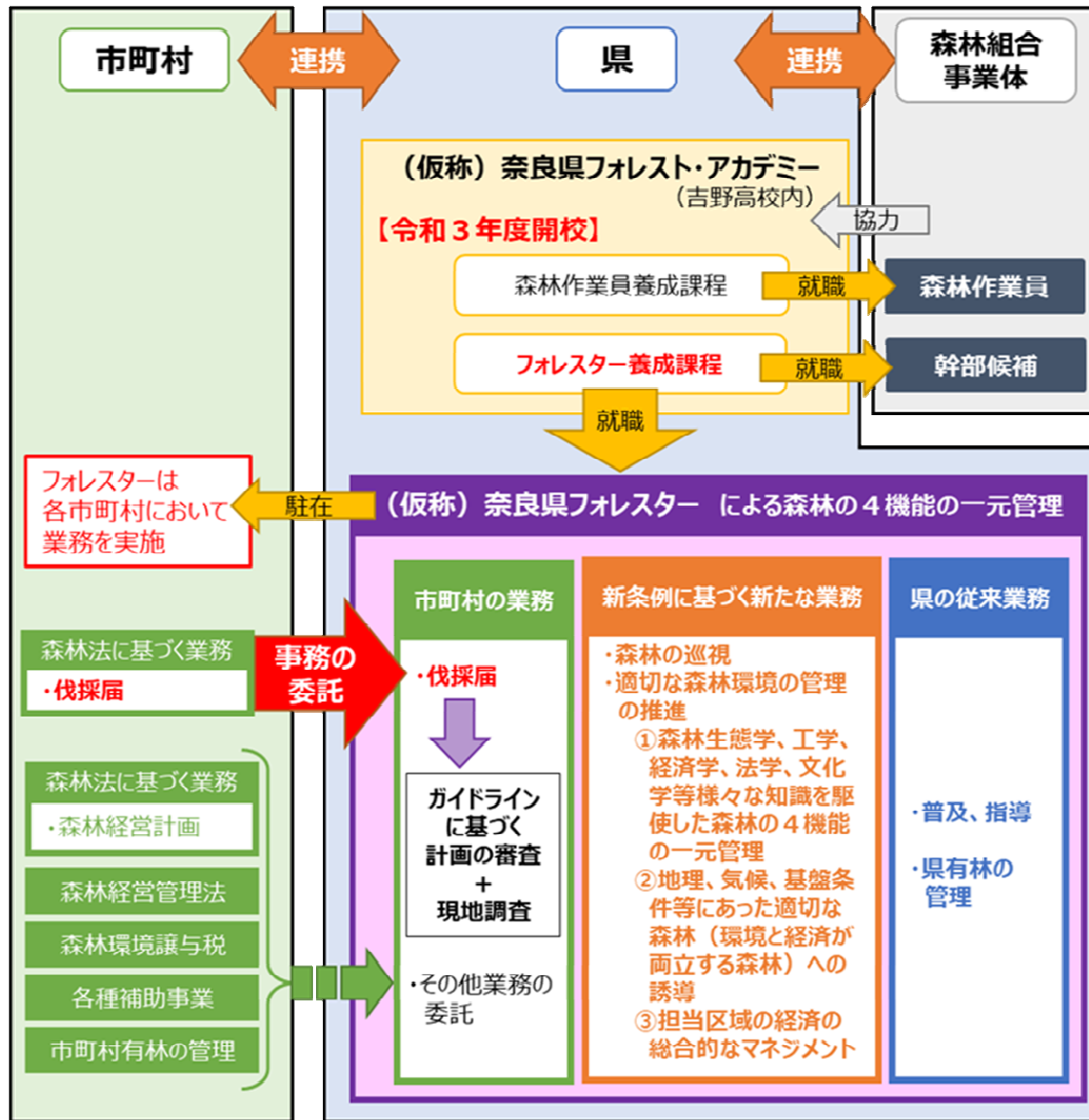
② 適正人工林
適正な施業が行われる木材生産を主たる目的とする森林



③ 自然林
天然更新のための作業及び保育施業を行うことで森林の植生活動がより活発に行われている、生産を主たる目的としない森林

④ 天然林
森林の植生を動植物の生態活動に基本的に担わせる、生産を主たる目的としない森林

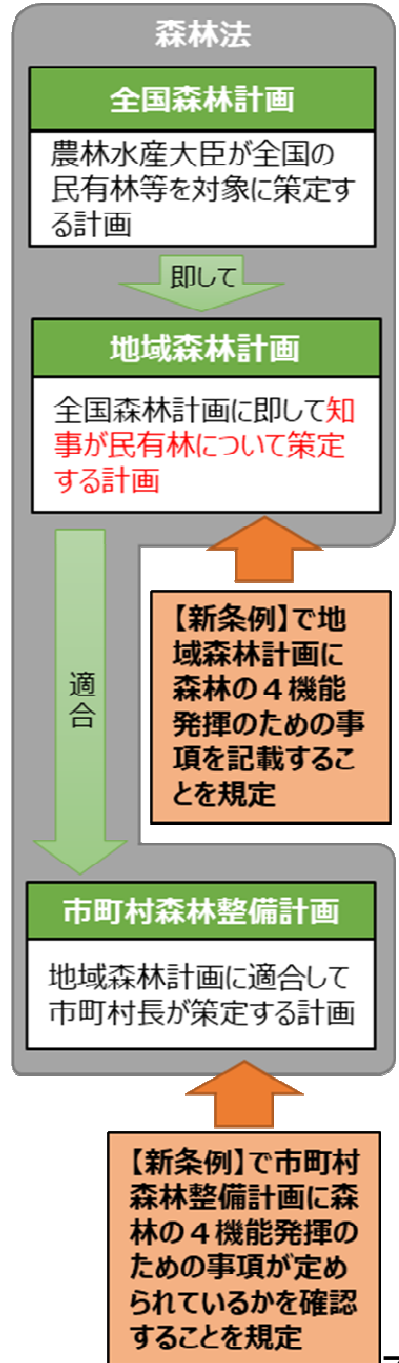
2. 奈良県フォロスター、奈良県フォレスト・アカデミー



奈良県フォロスターによる森林管理の財源（事業費、人件費）

森林環境譲与税の活用を検討

3. 森林法との連携



新たな森林環境管理制度（新条例の制定）

➤ 森林環境の維持向上の施策を総合的かつ体系的に推進することにより、森林の4機能の高度な発揮及び森林・林業基本法その他の規定に沿った森林環境の維持向上に関する実効的な取組を促進し、森林と人との恒久的な共生を図ることを目的として、「(仮称)奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例(案)」を制定する。

1 基本理念

森林環境の維持向上は、森林の4機能からもたらされる恵沢が県民にとってかけがえない財産であることに鑑み、森林・林業基本法の趣旨にのっとり、長期的な展望に立ち、関係者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、森林法その他の法令と相まって総合的かつ体系的に推進されなければならない。

2 責務

○県

- ・森林環境の維持向上に必要な施策の実施
- ・専門的な知識と技能を有する人材を養成する施策の実施
- ・森林所有者等と協働、国や市町村と連携

○事業者

- ・県が実施する施策に協力し、森林環境の維持向上を図る

○森林所有者

- ・森林の荒廃が災害の原因とならないよう森林環境の維持向上管理に努める

○森林組合

- ・地域における森林経営の中核的な担い手として森林環境の維持向上を図る

○県民

- ・森林の適正な利用に努める

3 森林環境管理指針の策定等

森林環境の維持向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、
①目標 ②施策の方針 ③施策の基本となる事項等の基本的な指針を定める。

4 基本的施策

○目指すべき森林 ○森林資源の活用 ○災害の発生の防止等 ○生物多様性の保全 ○森林利用の促進 ○森林に関する環境教育の推進 ○間伐木を残置する場合の措置 ○適切な方法による皆伐等

5 (仮称) 奈良県フォレスター

知事は、森林環境の維持向上に関する専門的職員として奈良県フォレスターを置く。
奈良県フォレスターは、奈良県職員とし、奈良県森林環境管理士の資格を有する者等から、任用しなければならない。
奈良県フォレスターは、目指すべき森林・森林環境の維持向上に関する技術・知識の普及指導、森林の巡視等についての専門的事項をつかさどる。
奈良県フォレスターは適宜、市町村の林務職員と連携し、前項の事務に取り組むものとする。

6 この条例を踏まえた地域森林計画の策定

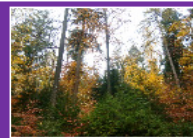
県は、この条例の趣旨を踏まえ、森林法の規定によりたてる地域森林計画において、森林の4機能を持続的に発揮させるための事項を定める。

県は、市町村から市町村森林整備計画の協議を受けたときは、森林の4機能を持続的に発揮させるための事項が定められていることについて確認する。

基本的施策のイメージ

1 目指すべき森林

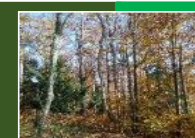
森林環境の維持向上のために県内の森林を次の森林のいずれかへ誘導する。



① 恒続林
多様な樹齢多層の樹木及び地域の特徴に合った多様な植物で構成され、継続的施業による木材生産も同時に行う森林



② 適正人工林
持続的に適正な施業を行うことで森林環境を維持する木材生産が主目的の森林



③ 自然林
天然更新作業及び保育を行うことで、地域植生が動的に生育している森林

④ 天然林
自然(生態系)の動態に任せる森林

2 森林の4機能の発揮等の措置

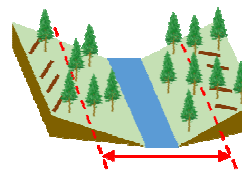
県は、以下について必要な施策を講ずる。

- ① 間伐材等の森林資源の活用、木材の持続的な供給・利用確保することによる生産機能の永続的な実現
- ② 災害の発生の防止・軽減と関係機関が保有する災害に関する情報共有
- ③ 森林における生物多様性の保全・再生・持続可能な利用
- ④ スポーツ、レクリエーション・教育文化活動等を目的とした森林の利用促進
- ⑤ 森林に関する環境教育の推進

3 間伐木を残置する場合の措置

森林所有者等は、間伐木を残置する場合は間伐木を適切に処理しなければならない。

(例1)
河川周辺の
流木の恐れ
がある区域
に間伐材を
残置しない



(例2)
下層植生が衰退し、
表層がむき出しにな
っている森林では、
土砂流出防止のため
間伐木の横倒しや間
伐木による筋工を設
置する



4 適切な方法による皆伐等

森林所有者等は、災害の発生を防止し、森林環境の維持向上を図るため、適切な方法により皆伐を行い、及び当該皆伐跡地の確実な更新を確保しなければならない。

奈良県森林環境税及び森林環境譲与税の活用

➤ 森林環境税及び森林環境譲与税の活用事業は以下のとおり。令和3年度から新たな森林環境管理制度の導入・運用に必要な事業を実施。

○ 充当可能事業(制度上)の整理表(R3～(案))

区 分		県森林環境税		森林環境譲与税			
		現行	R3～	市町村		県	
				現行	R3～	現行	R3～
施業放置林整備	間伐(市町村実施)	◎	○	○	◎	○	○
	路網整備(市町村実施)	○	○	◎	◎	○	○
	防災対策(市町村実施)	○	○	◎	◎	○	○
	(新)新たな森林区分への誘導経費(広域実施)		◎				○
	(新)フォレスター人件費(広域実施)		◎		◎ (委託料として充当)		×
里山づくりの推進	継続箇所	◎	○	○	◎	○	○
	市町村実施(R1年度以降の新規箇所)	○	○	◎	◎	○	○
森林環境教育の推進	広域実施	◎	◎			○	○
	市町村実施	○	○	◎	◎	○	○
森林生態系の保全 (ナラ枯れ、獣害対策)	広域実施	◎	◎			○	○
	市町村実施	○	○	◎	◎	○	○
人材育成・担い手の確保	(新)アカデミー運営(広域実施)		◎				○
	市町村実施	○	○	◎	◎	○	○
木材利用の推進	広域実施	○	○			○	○
	市町村実施	○	○	◎	◎	○	○
市町村が実施する森林整備に対する支援		○	○			◎	◎

○ 充当可能、◎ 実際充当、× 充当不可(職員人件費は、交付税措置されているという整理から森林環境譲与税充当は不可)

森林環境税及び森林環境譲与税導入に伴う課題

[森林環境税について(意見)(H30.12.10)]

平成36年度から県民が新たに負担することとなる国の森林環境税(仮称)との関係、対象事業の見直しによる経費膨張の防止、森林の施業放置抑止のための実効的な取組、県の財政需要を俯瞰した使途事業の範囲の見直しなどについても必要な検討を加え、

論点1 森林環境譲与税と奈良県森林環境税との棲み分け

→ 森林環境譲与税の使途が、奈良県森林環境税の使途事業と重なるため、第4期も奈良県森林環境税を課税する必要性が認められるのか。

[地方税法第1条第1項第5号]

標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

論点2 第4期(使途事業見直し後)の財政需要を踏まえた、税率の妥当性

→ 第4期に奈良県森林環境税を課税する場合、使途事業の財政需要を踏まえて、現行の500円(個人)と5%(法人)の税率が妥当か。

[森林環境税について(意見)(H30.12.10)]

超過課税としての位置付けも踏まえつつ、森林環境管理制度のもとで新たに必要となる奈良県の事業をはじめとする施策の財源として活用することを検討すべき

論点3 第4期の使途事業と課税趣旨との整合性

→ 新たな森林環境管理制度のもとで新たに必要となる事業は、奈良県森林環境税条例の課税趣旨に合致するのか。

[奈良県森林環境税条例]

(課税の趣旨)

第1条 県は、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資するため、奈良県税条例に定める県民税の均等割の税率の特例として森林環境税を課する。

[奈良県森林環境税について(答申)(H27.11.17)]

税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みの検討

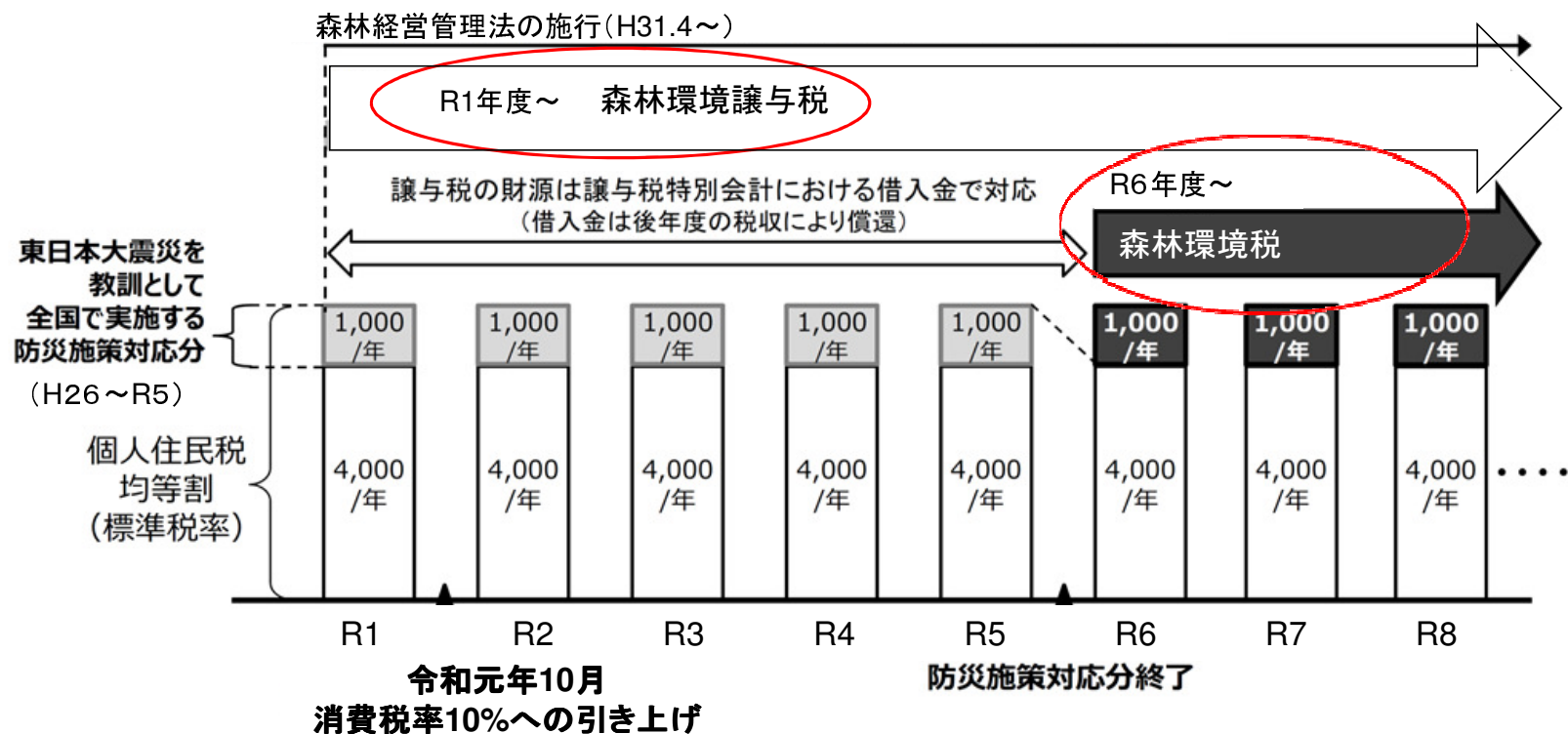
論点4 課税期間途中での妥当性や有効性の評価の仕組み

→ 前回の見直しに際しては、その検討を見直し期限を迎える年度に開始したが、答申を踏まえて、今回は期限の前年度から検討を開始している。

➤ 国は、令和6年度から森林環境税を導入する。令和元年度から森林環境譲与税は県及び市町村に譲与される。

森林環境税及び森林環境譲与税創設フレーム

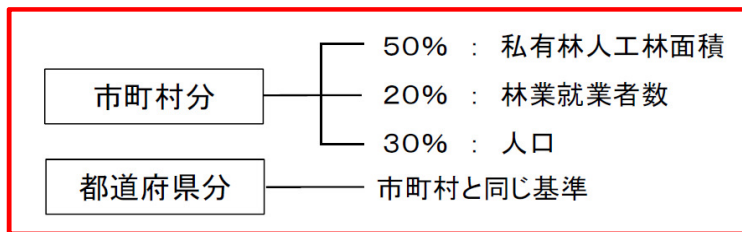
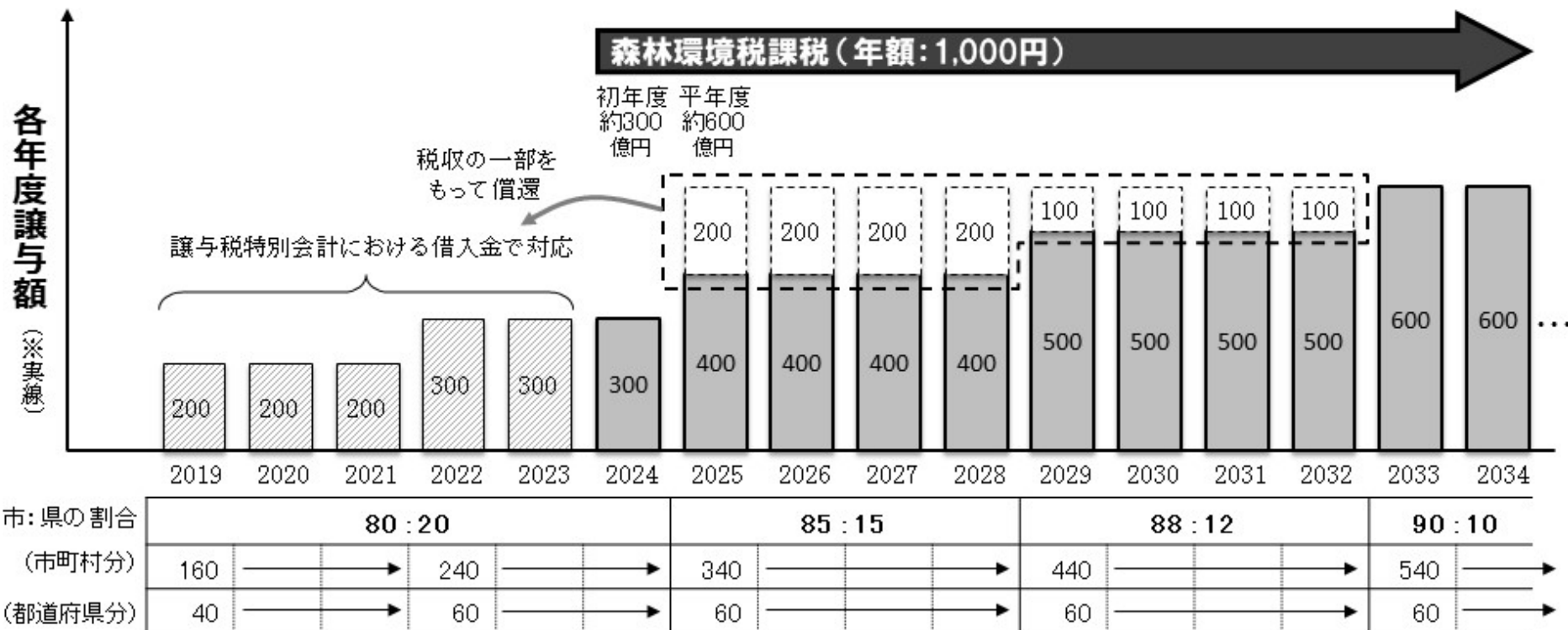
- 令和6年度から森林環境税の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、森林経営管理法の施行とあわせ、森林環境譲与税は、令和元年度から譲与。
- 令和5年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。



森林環境税及び森林環境譲与税

森林環境譲与税の譲与額、譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 2023年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。

※課税開始初年度である令和6年度は市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

奈良県森林環境税の見直しのスケジュール

➤ 奈良県森林環境税の第3期課税期間が令和2年度で終了するため、その見直しに係る税制調査会の答申に向け本年12月より検討を開始する。

